

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更案に対する意見募集について

国土交通省では、国の港湾行政の指針として、また、港湾計画の指針となる港湾法に基づいて国土交通大臣が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」の変更を行います。

基本方針は、昭和49年の策定以降、社会経済情勢の変化や港湾法改正などに対応した変更を行っており、今回、令和7年4月に成立した「港湾法等の一部を改正する法律」（以下、改正法という。）や交通政策審議会港湾分科会防災部会において公表された「令和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方（答申）」等、令和6年4月に行われた基本方針の変更以降、改正法で位置付けられた内容等について、基本方針に内容を反映させるため、変更を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様から、変更案に対するご意見を以下の要領で募集致します。

○意見募集対象

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(案)」(別添参照)

○意見提出方法

下記①又は②の方法でご意見を提出下さい。

①電子政府の総合窓口「e-Gov」

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)内の本案件に係るパブリックコメントのページの意見提出フォームより提出願います。

②別添の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。

(1) 電子メールの場合

宛先：国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛

電子メールアドレス：hqt-kouwankeikaku_s@gxb.mlit.go.jp

(2) 郵送の場合

宛先：国土交通省港湾局計画課 基本方針担当 宛

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

○募集期限

令和7年8月8日(金)

○お問い合わせ先

国土交通省港湾局計画課 基本方針担当

TEL: 03-5253-8111 (内線 46333)

TEL: 03-5253-8669 (直通)

○添付資料

- ・意見提出様式
- ・「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(案)」
- ・「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(案)」新旧対照表
- ・参考資料:「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(令和6年4月)」

○留意事項

- (1) 頂いたご意見は、担当部局においてとりまとめた上、検討を行う際の資料と致します。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 頂いたご意見の内容については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (4) ご提供いただいた個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、本件に関するご連絡のみに利用し、厳正な管理により取り扱います。住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用致します。